平成２２年（フ）第７２４号
埼玉県入間市豊岡４丁目７番20号　プレミアムＡ―201
債務者　髙橋　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５１号
埼玉県飯能市大字双柳344番地16　西洋館201号室
債務者　服部　路子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７６９号
埼玉県入間市豊岡５丁目３番24号
債務者　高柴　竜一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４８号
埼玉県本庄市児玉町秋山2515番地12
債務者　中里久美子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７６号
埼玉県本庄市北堀1979番地２　コーポすずかけ105号室
債務者　桑野　慶一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３９２号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井団地21―104号
債務者　黒坂　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４４７号
埼玉県東松山市松山町１丁目14番28号
債務者　保立　京子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４１号
千葉県袖ケ浦市奈良輪259番地１　ライオンズマンション袖ケ浦306号
債務者　石井　治子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６１７２号
大阪市西成区南開２丁目３番２―102号
債務者　有田れい子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８９号
大阪府摂津市別府２丁目25番14―205号
債務者　山下由香里
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９３号
大阪府八尾市北本町４丁目９番19号
債務者　天野　寿幸
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０５２号
大阪市東住吉区矢田６丁目５番５―204号
債務者　岩田　匡世（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２８号
大阪市鶴見区諸口１丁目２番17号
債務者　高木良一こと　高　　良一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３３号
大阪府東大阪市若江本町３丁目５番24号　若江ハイツ102号
債務者　長谷川　勝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１４９号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目３番１―507号
債務者　長尾恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１８３号
大阪市淀川区十三東３丁目15番16号
債務者　見吉　一茂
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２０３号
大阪府八尾市東本町３丁目６番26―203号
債務者　辰己　智子（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで大阪地方裁判所第６民事部